

令和4年度山形県献血推進計画

1 目 的

本県における血液製剤の需要量及び原料血漿確保目標量を達成するとともに、血液製剤の安全性を確保するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定により、令和4年度の山形県における献血の推進に関する計画を定める。

2 献血者確保目標

令和4年度東北六県で必要と見込まれる血液（原料血漿を含む。）を、各県の供給見込量及び生産年齢人口等を基にして東北六県で按分するため、本県において確保すべき献血者数は次のとおりとする。

採血区分	確保数	市 町 村*	
		市 町 村*	血液センター
成分献血	12,928人	—	12,928人
400mL献血	26,576人	22,353人	4,223人
200mL献血	666人	186人	480人
合 計	40,170人	22,539人	17,631人

※ 市町村別の献血者確保数の目標については、P5参照。

3 目標達成のための事業

（1）献血に関する普及啓発の実施

ア 県民に対する啓発

- ・ 県及び血液センターは、地域や献血協力企業での献血実施の前等様々な機会を捉えて献血セミナーを開催し、献血の正しい知識や必要性等について普及啓発を行う。（目標25回以上）【継続】

なお、献血セミナーの実施にあたっては、オンラインを積極的に活用するなど、地域や各協力企業の実情に合わせた形で実施する。

- ・ 県は、献血会場等において各種啓発資材を活用し、献血に関する認知向上及び献血者の確保を図る。
- ・ 県及び血液センターは、より多くの県民が献血に関心を持っていただけるよう、各種報道機関を通じて情報提供を行う。
- ・ 血液センターは、血液の在庫状況、献血会場及びキャンペーン情報について

ホームページ等により情報提供を行う。

イ 若年層への啓発

- ・ 県及び血液センターは、これからの献血を担う若年層への啓発推進を図るため、高等学校、大学等において献血セミナーを開催し、若年層の献血への参加を一層推進する。(目標 50 回以上)【継続】
なお、献血セミナーの実施にあたっては、オンラインを積極的に活用するなど、地域や学校の実情に合わせた形で実施する。
- ・ 県及び血液センターは、高校生の献血及び献血セミナーの開催について学校の理解と協力が得られるよう、県教育委員会等と連携する。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、様々な機会を捉え、各種啓発資材を活用し、若年層に対する啓発活動を行う。また、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、献血の必要性が若年層の目に留まる機会を確保する。
- ・ 血液センターは、学生献血ボランティアと連携し、同世代への献血の呼びかけを行う。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、新規に献血に協力する事業所等を確保するため、事業所等への訪問を行い、特に 20 歳代・30 歳代層の献血促進について協力を求める。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした啓発

- ・ 県及び血液センターは、次世代の献血者育成のため、親子で献血に触れ合えるよう献血会場及び血液センター等を活用し、献血思想の普及を行う。

エ 各種キャンペーンの展開

- ・ 県、市町村及び血液センターは、全国一斉に行われる愛の血液助け合い運動(7月)、はたちの献血キャンペーン(1月～2月)の期間中、スーパー、学校(大学、専門学校、高等学校等)を訪問し、ポスター等啓発資材を活用し、献血への理解と協力を呼びかける。
- ・ 血液センターは、県独自のキャンペーンを実施する。特に、献血ルームの利用拡大を図るため、各種キャンペーンを実施する。

オ 複数回献血及び献血予約の推進

- ・ 県、市町村及び血液センターは、献血者に対し年 2 回以上の献血への協力を求める。
- ・ 血液センターは、献血者の安定確保のため、複数回献血クラブ(愛称:ラブラッド)の運営により、献血についての情報発信や継続的な献血協力依頼を行う。また、複数回献血クラブについての情報をホームページやパンフレットにより献血者に広く周知し、献血者の利便性の向上に努める。県及び市町村は、当該制度の周知及び推進に協力する。
- ・ 血液センターは、献血者が同一時期に集中することによる密集や密接を避けるため、また、有効期限のある輸血用血液を必要量に応じて確保していくため

に、複数回献血クラブによる事前予約の推進を図る。県及び市町村は、事前予約の推進に協力する。

(2) 献血者の確保

ア 献血協力事業所等の確保

- ・ 県、市町村及び血液センターは、相互に連携し、献血協力事業所等の拡大に努め、効率的な献血の基盤強化を図る。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、献血会場の周辺事業所等へ協力を呼びかけ、献血者の確保に努める。
- ・ 県及び血液センターは、県民に対し広く献血ルームの周知を行う。
- ・ 血液センターは、献血に協力する事業所、学校等から献血者を献血ルーム等に送迎するなど献血協力のための利便性の向上に努める。

イ 献血者受入計画の策定

- ・ 市町村は、県及び血液センターと連携し、事業所、団体、学校等に対し献血へのさらなる理解と協力を求めるとともに、移動採血車1台あたり45人の献血者を確保できるよう調整する。調整に当たっては、近隣住民からも協力いただく集合献血や、複数事業所による共同献血について検討し、採血の効率化を図る。
- ・ 血液センターは、県及び市町村と調整し、献血者受入計画を策定する。献血者受入計画は、需給状況に応じ弾力的に見直しを行い、献血者の安定確保に努める。

ウ 定点献血の実施

- ・ 市町村及び血液センターは、多くの献血者を確保できるよう人が多く集まる商業施設での定点献血を実施する。
- ・ 県及び血液センターは、定点献血について県民に広く周知を図り、献血者の安定確保に努める。

エ 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 血液センターは、採血の手順や気分が悪くなった場合の対処方法等について十分な事前説明を行い、献血者の不安の払拭を図る。
- ・ 血液センターは、献血受入施設等において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の感染防止対策を講じ、献血者が安心して協力できる環境を整備する。県及び血液センターは、様々な広報手段を用いて、献血受入施設等における感染防止対策を周知し、献血者の不安の払拭に努める。

(3) その他献血の推進に係る重要事項

ア 採血区分

- ・ 血液製剤の安全性や医療機関からの需要を踏まえた採血を行う観点から、献

血を推進する上では400m L献血を基本とする。

- ・ ただし、将来の献血者確保の観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であるから、特に高校献血において 400m L献血に不安を感じる生徒や基準に満たない生徒に対しては、200m L献血を推進するなど、できる限り献血を経験してもらおうよう配慮する。

イ 献血功労団体等に対する顕彰

- ・ 県は、献血運動の推進に積極的に協力し、その実績が顕著で他の模範となる団体及び個人の労に報いるため、知事感謝状贈呈等の顕彰（7月）を行う。

ウ 献血推進員の配置

- ・ 県は、各総合支庁に献血推進員を配置し、市町村と連携して献血協力事業所等での献血者を確保する。また、研修を行うことで資質の向上を図り、県民への献血思想の普及啓発を推進する。

4 その他の献血関連事業

（1）献血推進協議会の開催

- ・ 県は、山形県献血推進協議会を開催し、本県における献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる献血推進計画を策定する。

（2）血液製剤の安全性の確保

- ・ 血液センターは、献血者の本人確認の徹底等により感染症の検査を目的とした献血の防止を図る。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、検査を目的とした献血を行わないよう周知に努める。

（3）血液製剤の使用適正化の推進

- ・ 県及び血液センターは、山形県合同輸血療法委員会を組織し、輸血用血液製剤の廃棄率削減や輸血医療の地域連携に取り組む。
- ・ 県及び血液センターは、血液製剤の適正使用を推進するため、医療機関に対し必要な情報提供を行う。

（4）災害時における対策

- ・ 県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における血液が確保されるよう様々な媒体を活用し、需要に見合った全県的な献血の確保を行うとともに、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。

（5）まれな血液型の献血者の確保

- ・ 血液センターは、まれな血液型の献血者に対し、理解と協力を求め、登録を推進する。

5 令和4年度市町村別献血者確保目標

400mLの増加率1.0125を按分

市町村名	20～64歳 屋間人口 (H27国調)	[X]※	成分 目標 (人)	400mL目標(人)			200mL目標(人)			全血 目標計 (人)	目標計 (人)	R3年度目標(全血) (人)		
				うち 移動車	うち 定点/ルーム		うち 移動車	うち 定点/ルーム	うち 高校				増減	
山形市	150,790	0.25740	—	5,439	5,037	402	41	1	5	35	5,480	5,480	5,453	27
寒河江市	21,438	0.03659	—	739	739	—	10	0	—	10	749	749	739	10
上山市	13,786	0.02353	—	465	465	—	5	0	—	5	470	470	467	3
村山市	11,014	0.01880	—	370	370	—	0	0	—	—	370	370	368	2
天童市	33,050	0.05642	—	1,666	1,062	604	17	0	7	10	1,683	1,683	1,697	-14
東根市	28,659	0.04892	—	1,201	899	302	9	0	4	5	1,210	1,210	1,212	-2
尾花沢市	7,914	0.01351	—	278	278	—	0	0	—	—	278	278	277	1
山辺町	4,046	0.00691	—	141	141	—	5	0	—	5	146	146	143	3
中山町	3,457	0.00590	—	140	140	—	0	0	—	—	140	140	138	2
河北町	8,373	0.01429	—	279	279	—	5	0	—	5	284	284	281	3
西川町	1,974	0.00337	—	46	46	—	0	0	—	—	46	46	45	1
朝日町	2,651	0.00453	—	94	94	—	0	0	—	—	94	94	93	1
大江町	3,336	0.00569	—	96	96	—	5	0	—	5	101	101	98	3
大石田町	2,772	0.00473	—	94	94	—	0	0	—	—	94	94	93	1
新庄市	22,661	0.03868	—	786	786	—	0	0	—	—	786	786	781	5
金山町	2,067	0.00353	—	94	94	—	0	0	—	—	94	94	93	1
最上町	3,847	0.00657	—	141	141	—	0	0	—	—	141	141	139	2
舟形町	2,215	0.00378	—	94	94	—	0	0	—	—	94	94	93	1
真室川町	3,179	0.00543	—	94	94	—	0	0	—	—	94	94	93	1
大蔵村	1,208	0.00206	—	48	48	—	0	0	—	—	48	48	47	1
鮭川村	1,799	0.00307	—	46	46	—	0	0	—	—	46	46	45	1
戸沢村	1,753	0.00299	—	46	46	—	0	0	—	—	46	46	45	1
米沢市	51,276	0.08753	—	1,993	1,691	302	15	1	4	10	2,008	2,008	1,994	14
長井市	14,773	0.02522	—	509	509	—	10	0	—	10	519	519	513	6
南陽市	15,275	0.02607	—	511	511	—	5	0	—	5	516	516	513	3
高畠町	10,248	0.01749	—	325	325	—	5	0	—	5	330	330	327	3
川西町	7,230	0.01234	—	229	229	—	5	0	—	5	234	234	231	3
小国町	3,830	0.00654	—	142	142	—	5	0	—	5	147	147	144	3
白鷹町	5,697	0.00972	—	192	192	—	5	0	—	5	197	197	194	3
飯豊町	3,124	0.00533	—	94	94	—	0	0	—	—	94	94	93	1
鶴岡市	66,305	0.11318	—	2,813	2,209	604	32	1	6	25	2,845	2,845	2,847	-2
酒田市	58,469	0.09981	—	1,999	1,999	—	0	0	—	—	1,999	1,999	1,989	10
三川町	4,786	0.00817	—	687	134	553	7	0	7	—	694	694	709	-15
庄内町	7,904	0.01349	—	278	278	—	0	0	—	—	278	278	277	1
遊佐町	4,915	0.00839	—	184	184	—	0	0	—	—	184	184	184	0
市町村分計	585,821	1	0	22,353	19,586	2,767	186	3	33	150	22,539	22,539	22,455	84
血液センター計	—	—	12,928	4,023	—	4,023	480	—	—	480	4,503	17,431	17,524	-93
血液センター計	—	—	12,928	4,223	200	4,023	480	0	—	480	4,703	17,631	17,794	-163
合計	585,821	1	12,928	26,576	19,786	6,790	666	3	513	150	27,242	40,170	40,249	-79

※ [X] = (市町村屋間人口 / 県屋間人口)